第1章 地球環境の保全に貢献する広島

~地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等への取組み~

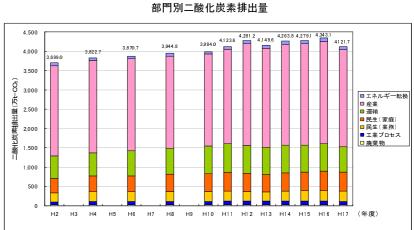
1 地球温暖化防止対策の展開

現状

1 二酸化炭素排出量削減対策の推進

地球温暖化は,私たち人間の生活や 産業活動を発展させてきた石油等の化 石燃料の使用に伴い,二酸化炭素等の 排出量が急激に増加した結果,地球全 体の平均気温が上昇する現象です。

その結果,海面水位の上昇や異常気 象の増加,農林水産業への被害,健康 への深刻な影響等が懸念されています。



資料 県環境政策課

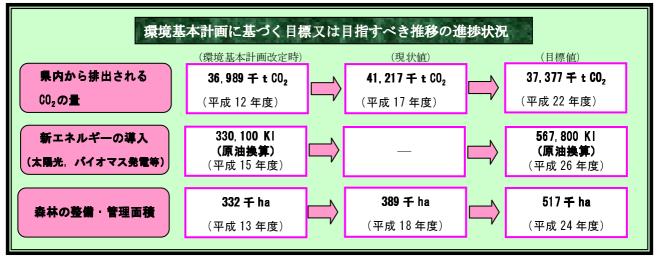
本県における平成 17(2005)年度の二酸化炭素排出量は、平成 2(1990)年度に比べて 11.4%増加しています。「ものづくり県」である本県の特性を反映して、部門別の排出量は、産業部門が最も多く、全国的に見てもその比率が高い(60.9%)のが特徴です。

2 新エネルギーの導入促進

本県では、二酸化炭素削減のため、石油等の化石燃料に代わる、温室効果ガスの削減効果が高い、新しいエネルギーの導入を推進しています。【主な取組み:RDF(ごみ固形燃料)による高効率発電、太陽光発電、太陽熱温水器・ソーラーシステムの導入、バイオマスによるバイオ燃料の実証試験(一部自治体)】しかしながら、普及拡大に向けては、設備導入費、エネルギー生産コストなど様々な課題が残されています。

3 吸収源対策の推進

森林吸収源対策は、京都議定書の削減目標マイナス 6%のうち、3.8%を占め、目標達成に向けて必要不可欠なものです。しかし、現状程度の森林整備水準では、3.8%に達しないおそれがあります。



施策の展開

1 産業・運輸・民生の各部門の状況を踏まえた実効性ある二酸化炭素排出量削減対策の推進

- 「京都議定書」による温室効果ガス削減目標(注1)の 達成に貢献するため、平成15年度に策定した「地球温 暖化防止地域計画」に基づく取組を推進します。
- 温室効果ガスの排出削減に向けた国や他の都道府県の動向,本県の産業・運輸・民生の各部門の特徴などを踏まえた実効性ある二酸化炭素排出量削減対策を推進します。 (注1) 平成20 (2008) 年数75平成24 (2012) 年までの5年間で、平成2 (1990) 年度は75日間では2012 年までの5年間で、平成2 (1990) 年度は75日間では2012 年までの5年間で、平成2 (1990) 年度は75日間では2012 年までの5年間で、1990 年度は75日間では75日間では75日間では75日間では75日間では75日間では75日間では75日間では75日間であります。 (2012) 日本の12日間では75日間では75日間であります。 (2012) 日本の12日間では75日間では75日間であります。 (2012) 日本の12日間であります。 (2012)



「広島発・ストップ温暖化県民運動」キックオフ記者会見

2 新エネルギーの一層の導入促進

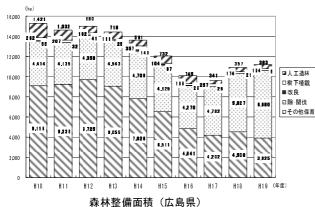
- 平成17年3月に策定した「地域新エネルギービジョン」 の具現化を図るため、「自然活用の視点」、「資源循環の視点」 及び「新産業育成の視点」の3つの視点に基づき、化石燃料によらない環境負荷の少ない新エネルギーの導入促進を図ります。
- 経済性、安定性、効率性等の諸特性を考慮しながら、国等の補助・融資制度を活用し、公共施設などへの太陽光・太陽熱、バイオマス及び廃棄物利用など新エネルギーの導入を加速させます。



フラワーフェスティバルでの水素自動車啓発パレード

3 「京都議定書」で認められた我が国の森林吸収源対策による吸収量の上限値 3.8%の確保に 向けた森林の整備・保全等の推進

- 森林の特性に応じて、複層林化、広葉樹の導入等を含む多様な森林整備の展開や、緊急に間伐等の保育が必要な森林における施業の推進、荒廃林や病害虫被害森林の復旧等により、健全な森林の整備を推進します。
- 保安林の保全に努めるとともに、「自然公園法」や「広島県自然環境保全条例」に基づく優れた自然の 風景地と森林や自然環境の保全を図ります。



資料 県林業課

- 森林ボランティアや NPO, 団体, 企業など, 広く県民参加による森林の整備や保全活動の推 進を図ります。
- 公共施設や公共工事等における県産材の利用 拡大や、用途拡大につながる木材加工技術開発 により、二酸化炭素固定源としての木材の利用 を推進します。
- 国の「緑の政策大綱」等に基づき,都市公園, 道路,河川等の公共公益施設等において高木の 植栽など,都市部の計画的な緑化を推進します。